

# 贈与税の非課税措置に係る証明書等 発行サービス 申請要領

## 住宅性能証明書

- ・令和6年度税制改正  
住宅用の家屋の区分による非課税措置の対象基準  
..... 1ページ
- ・申請方法 ..... 2～4ページ
- ・申請図書一覧 ..... 5～9ページ
- ・申請の際の注意点 ..... 10ページ
- ・工事内容チェック・現場検査シートの  
事前確認・記載例 ..... 11ページ
- ・現場写真撮影部位及び提出図書 ..... 12・13ページ
- ・現場検査における注意点について ..... 15ページ

### ハウスプラス住宅保証の建設住宅性能評価をお持ちの場合 (審査活用が可能な条件を満たす場合)

- ・ご申請前に必ず確認をお願いいたします ..... 16ページ
- ・同意書について ..... 17ページ

2024年4月 改訂版



令和6年税制改正により、非課税措置の対象基準が以下の内容に改められました。

### 【概要】

- ・ 受贈に係る適用期限を3年間（令和6年1月1日から令和8年12月31日まで）延長
- ・ 非課税限度額が1,000万円に上乗せされる「良質な住宅」の要件について、新築住宅の省エネ性能要件がZEH水準（断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上）に引き上げ

改正前：断熱等性能等級 **4** 以上 **又は** 一次エネルギー消費量等級 **4** 以上

改正後：断熱等性能等級 **5** 以上 **かつ** 一次エネルギー消費量等級 **6** 以上

※令和5年12月31日までに建築確認を受けた住宅 又は 令和6年6月30日までに建築された住宅については、改正前の要件（断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上）が適用されます。  
 なお、この適用を受けるには令和5年12月31日までに建築確認を受けたことが確認できる確認済証（写）又は検査済証（写）又は、令和6年6月30日までに建築されたことができる登記事項証明書（写）の提出が必要です。

### 1. 非課税限度額加算の対象基準

対象	対象基準						
住宅の新築 又は 新築住宅の取得	次の①から③のいずれか						
	<table border="1"> <tr> <td>省エネ</td> <td>① 断熱等性能 <u>等級5以上</u>（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く） かつ 一次エネルギー消費量 <u>等級6以上</u>（※1）</td> </tr> <tr> <td>耐震性 免震建築物</td> <td>② 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）<u>2以上</u> 又は <u>免震建築物</u></td> </tr> <tr> <td>バリアフリー</td> <td>③ 高齢者等配慮対策等級（専用部分）<u>3以上</u></td> </tr> </table>	省エネ	① 断熱等性能 <u>等級5以上</u> （結露の発生を防止する対策に関する基準を除く） かつ 一次エネルギー消費量 <u>等級6以上</u> （※1）	耐震性 免震建築物	② 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止） <u>2以上</u> 又は <u>免震建築物</u>	バリアフリー	③ 高齢者等配慮対策等級（専用部分） <u>3以上</u>
	省エネ	① 断熱等性能 <u>等級5以上</u> （結露の発生を防止する対策に関する基準を除く） かつ 一次エネルギー消費量 <u>等級6以上</u> （※1）					
耐震性 免震建築物	② 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止） <u>2以上</u> 又は <u>免震建築物</u>						
バリアフリー	③ 高齢者等配慮対策等級（専用部分） <u>3以上</u>						
<table border="1"> <tr> <td>断熱性能 一次エネ</td> <td>① 断熱等性能 <u>等級4以上</u> 又は 一次エネルギー消費量 <u>等級4以上</u>（※2）</td> </tr> <tr> <td>耐震性 免震建築物</td> <td>② 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）<u>2以上</u> 又は <u>免震建築物</u>（※2）</td> </tr> <tr> <td>バリアフリー</td> <td>③ 高齢者等配慮対策等級（専用部分）<u>3以上</u>（※1）</td> </tr> </table>	断熱性能 一次エネ	① 断熱等性能 <u>等級4以上</u> 又は 一次エネルギー消費量 <u>等級4以上</u> （※2）	耐震性 免震建築物	② 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止） <u>2以上</u> 又は <u>免震建築物</u> （※2）	バリアフリー	③ 高齢者等配慮対策等級（専用部分） <u>3以上</u> （※1）	
断熱性能 一次エネ	① 断熱等性能 <u>等級4以上</u> 又は 一次エネルギー消費量 <u>等級4以上</u> （※2）						
耐震性 免震建築物	② 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止） <u>2以上</u> 又は <u>免震建築物</u> （※2）						
バリアフリー	③ 高齢者等配慮対策等級（専用部分） <u>3以上</u> （※1）						
既存住宅の取得 （※3） 又は 住宅の増改築等 （※4）	<table border="1"> <tr> <td>断熱性能 一次エネ</td> <td>① 断熱等性能 <u>等級4以上</u> 又は 一次エネルギー消費量 <u>等級4以上</u>（※2）</td> </tr> <tr> <td>耐震性 免震建築物</td> <td>② 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）<u>2以上</u> 又は <u>免震建築物</u>（※2）</td> </tr> <tr> <td>バリアフリー</td> <td>③ 高齢者等配慮対策等級（専用部分）<u>3以上</u>（※1）</td> </tr> </table>	断熱性能 一次エネ	① 断熱等性能 <u>等級4以上</u> 又は 一次エネルギー消費量 <u>等級4以上</u> （※2）	耐震性 免震建築物	② 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止） <u>2以上</u> 又は <u>免震建築物</u> （※2）	バリアフリー	③ 高齢者等配慮対策等級（専用部分） <u>3以上</u> （※1）
断熱性能 一次エネ	① 断熱等性能 <u>等級4以上</u> 又は 一次エネルギー消費量 <u>等級4以上</u> （※2）						
耐震性 免震建築物	② 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止） <u>2以上</u> 又は <u>免震建築物</u> （※2）						
バリアフリー	③ 高齢者等配慮対策等級（専用部分） <u>3以上</u> （※1）						

（※1）令和5年12月31日以前に建築確認を受けた住宅又は令和6年6月30日以前に建築された住宅は、断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上を適用する

（※2）既存住宅に係る住宅性能表示基準による

（※3）既存住宅の取得における贈与税の非課税措置に係る証明書等発行サービスは、ハウスプラスで建設評価取得済の場合に限り引受可能です。

（※4）住宅の増改築等における贈与税の非課税措置に係る証明書等発行サービスは、現在準備中でお引き受けできません。ご了承ください。

# ポータル申請方法・審査フローについて (申請受付～設計審査)

※ 店舗等併用住宅の住戸については、「共同住宅等」として申請してください。

- ☑ ポータル申請は、以下のフローにより評価が行われます。
- ☑ 【既存住宅の取得】でハウスプラスの建設住宅性能評価書（新築住宅）を活用して申請いただく場合は、紙申請に限定させていただいております。
- ☑ **設計審査完了後、「設計審査完了通知書」をメール等にて送付します。**

申請受付～設計審査完了までの期間  
(目安)

一戸建ての住宅

約3週間程度※

※「一括申請」または「耐震性」で申請の場合は 別途お問い合わせください。

申請者様

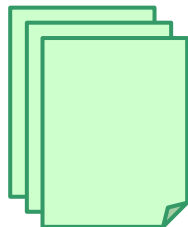
ハウスプラス

申請に必要な図書は、次ページ以降の申請提出図書一覧をご覧ください

**ご注意ください**

ポータルサイトの詳しい利用方法については別途マニュアルをご参照ください  
ポータルサイトの新規利用は別途お申込みが必要です

提出図書準備



- ・必要情報の入力
- ・必要図書のアップロード

申請ボタンを押す

アップロード

ステータス「申請中」

郵送



引受承諾書

請求書

申請受付

審査開始

質疑事項

なし

あり

質疑対応

質疑書

アップロード

質疑書アップロード

訂正アップロード

訂正書類

回答書

アップロード

質疑事項

あり

なし

設計完了通知は、サービス申込書の申込担当者宛に送付いたします。(送付の際、質疑送付先の方をCCにして送付します。)

設計審査完了通知



Mail (またはFAX)

設計審査完了

ステータス「交付済」※

現場検査へ

○ 質疑回答までの間、審査は中断しますのでご回答はお早めをお願いします。  
また、回答内容は改めて審査を行います、その際に再度質疑が生じる場合もございますので予めご了承ください。

※ 証明書については、現場検査が完了し、必要書類をすべてご提出いただいた後に発行し、郵送します。

# 紙申請方法・審査フローについて（申請受付～設計審査）

※ 店舗等併用住宅の住戸については、「共同住宅等」として申請してください。

- ☑ 紙申請は、以下のフローにより評価が行われます。
- ☑ 【既存住宅の取得】でハウスプラスの建設住宅性能評価書（新築住宅）を活用して申請いただく場合は、設計審査を省略できます（ご申請受付後に図書等の確認・流用のお時間をいただきます）
- ☑ **設計審査完了後、「設計審査完了通知書」をメール等にて送付します。**

申請受付～設計審査完了までの期間  
(目安)

一戸建ての住宅

約3週間程度※

※「一括申請」または「耐震性」で申請の場合は 別途お問い合わせください。

申請者様

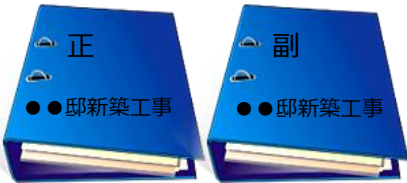
ハウスプラス

申請図書準備

郵送

図書受領

申請に必要な図書は、次ページ以降の申請提出図書一覧をご覧ください



図書はファイルに綴じ、  
正本と副本の2冊をご提出ください。  
また、ファイルの表紙と背表紙には  
「建築物の名称」と「正本・副本の別」  
をご記入ください。

引受承諾書

請求書

郵送

申請受付

《申請図書送付先》

〒105-0022 東京都港区海岸1-11-1

ニューピア竹芝ノースタワー18階

ハウスプラス住宅保証株式会社

「贈与税の非課税措置に係る証明書等発行サービス」宛て

TEL:03-4531-7200 FAX:03-4531-7201

審査開始

質疑事項

なし

あり

質疑書送付

質疑対応

質疑書

Mail  
(またはFAX)

訂正送付

訂正書類

回答書

郵送

質疑事項

なし

質疑内容によっては、  
メール(またはFAX)で返信を  
お願いする場合があります。

設計審査完了

**設計完了通知は、  
サービス申込書の申込担当者宛に送付いたします。  
(送付の際、質疑送付先の方をCCにして送付します。)**

設計審査完了通知

Mail  
(またはFAX)

- 受付完了後、当社評価員が図面審査を開始します。  
審査の過程で申請内容に質疑が生じた場合、「申込書」で指定された「質疑送付先」にFAX等で質疑票をお送りします。  
質疑票への回答と、必要に応じて図面等の訂正もしくは差替えをお願いします。
- 質疑回答までの間、審査は中断しますのでご回答はお早めをお願いします。  
また、回答内容は改めて審査を行います、その際に再度質疑が生じる場合もございますので予めご了承ください。

現場検査へ

※ 証明書については、現場検査が完了し、**必要書類をすべてご提出いただいた後に発行し、郵送します。**

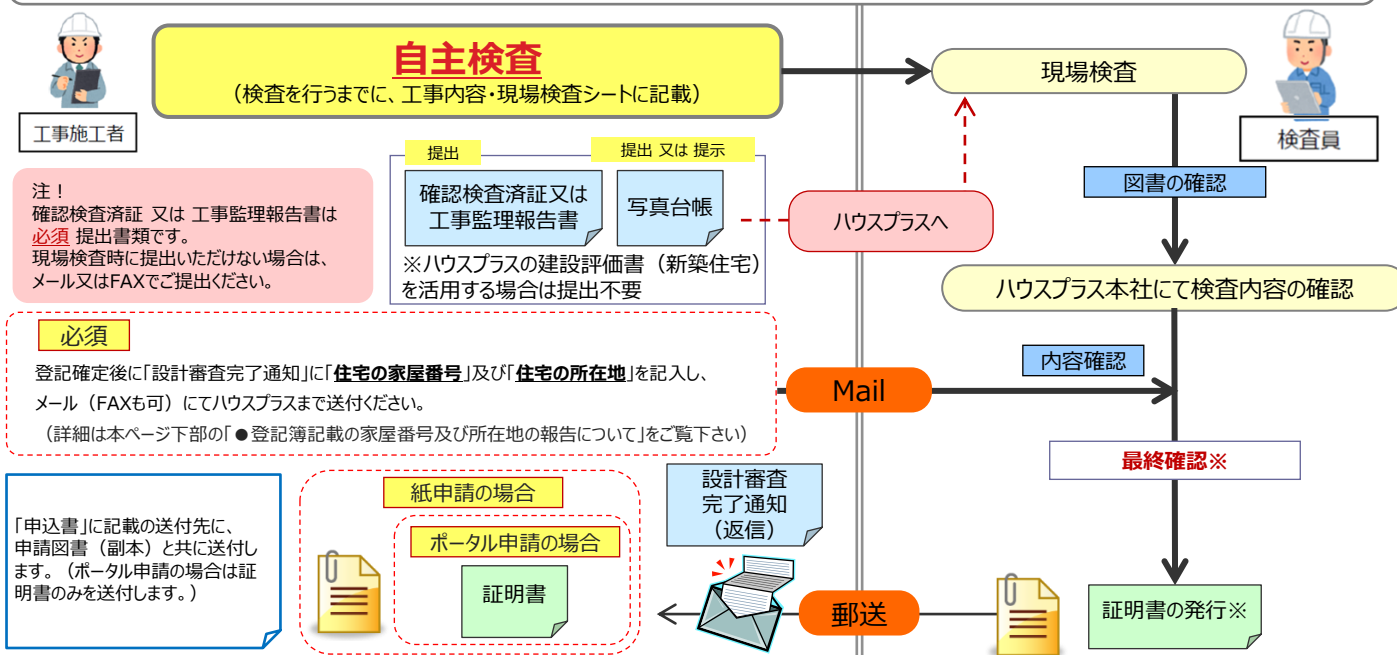
# 現場検査フローについて (現場検査～証明書交付)

- ☑ **ポータル申請の場合は、証明書** のみ、**紙申請の場合は、証明書と副本** を郵送いたします。
- ☑ 「設計完了通知」にて、「住宅の家屋番号」及び「住宅の所在地」の報告がない場合、証明書を発行できませんのでご注意ください。

依頼者様

ハウスプラス

設計審査完了後、現場検査をさせていただきます。  
設計審査が終わり次第、現場検査員より申込担当者様に現場検査の日程調整の連絡をいたします。



※証明書については、現場検査が完了し、必要書類をすべてご提出いただいた後に発行し、郵送します。(下ページを必ずお読みください。)

## ● 登記簿記載の家屋番号及び所在地の報告について

登記確定後に、「設計審査完了通知」の下欄（下記の様式）に「住宅の家屋番号」及び「住宅の所在地」を記入し、メール（FAXも可）にてハウスプラスまで送付ください。  
なお、「設計審査完了通知」は、設計審査完了後に「申込書」に指定された「申込担当者」宛てにメール等で送付します。  
注) 申請時から「住宅の家屋番号」及び「住宅の所在地」に変更がない場合も必ずご報告下さい。

### ◇ 設計審査完了通知 (抜粋)

#### ● お願い(必須)

住宅性能証明書等においては、登記簿上の家屋番号、所在地が証明書等発行に必要な情報となりますので、登記確定後、本紙によりFAXにて、ご申告のほうを必ずお願いいたします。FAXによるご申告がない場合、現場審査完了後において住宅性能証明書等の発行がなされませんので、ご注意ください。

**FAX : 03-6402-5506** ハウスプラス住宅保証株式会社 贈与税サービス宛  
登記簿による家屋番号・所在地をご申告お願いいたします。

住宅の家屋番号	<input type="checkbox"/> 上記、設計審査完了通知の(9)住宅の家屋番号のとおり変更等があれば空欄へ内容を記載してください
住宅の所在地	<input type="checkbox"/> 上記、設計審査完了通知の(10)住宅の所在地のとおり変更等があれば空欄へ内容を記載してください

赤枠部に必要事項を記入し、ハウスプラスにご報告下さい。  
**※ この報告がない場合、住宅性能証明書等の発行ができませんのでご注意ください。**



● 設計審査に必要な書類は以下の通りとなります。（評価書等を添付した場合でも、原則、図書省略はできません。）

書類名		明示すべき内容	省エネ性（新基準）		
			5-1 断熱等性能等級 等級5 以上 かつ 5-2一次エネルギー消費量等級 等級6 以上		
			単独申請 ※1	現場検査を 他検査と同時 ※2	設計審査を 他審査で実施 ※3
1	サービス申込書	当社HPよりダウンロード願います		●	
2	設計内容説明書	当該住宅の構造に応じた設計内容説明書 当社HPよりダウンロード願います		●	
3	付近見取り図	方位、道路及び目標となる地物		●	
4	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、 敷地内における建物の位置 設備の位置		●	
5	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の名称及び用途 開口部の位置及び構造 (外皮性能上の仕様が確認できるもの) 設備及び器材の種別及び位置		●	
6	立面図	2面以上 縮尺、外壁及び開口部及び設備の位置		●	
7	断面図 又は 矩計図	床の高さ、各階の天井高さ 軒及びびさしの出、軒の高さ 建築物の高さ並びに外壁屋根、天井、小屋裏、 床、床下及び基礎の構造 (外皮性能上の仕様が確認できるもの)		●	
8	外皮性能等 計算書	・外皮平均熱貫流率 (UA値) ・冷房期の平均日射熱取得率 ( $\eta_{AC}$ 値)		●	誘導仕様基準を用いる場合を除く
9	基礎伏図	基礎断熱工法の場合における基礎断熱仕様の わかるもの（基礎伏図でなくても可）		△	基礎断熱がある場合で仕様を 平面図に記載しない場合
10	仕様書 (仕上げ表を含む)	部材の種別、 寸法及び取り付け方法並びに設備の種別		△	必要な場合
11	機器表・系統図	設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法 エネルギーの効率的利用を図ることができる設備 又は器具の配線		●	必要な場合
12	一次エネルギー 消費量計算結果	WEBプログラムによる計算結果		●	誘導仕様基準を用いる場合を除く
13	各種カタログ 試験成績書等	計算等に用いた断熱材、窓、設備等の 性能値が確認できるもの 第三者機関等で性能が確認されているもの		●	
14	評価書等	設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、低 炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、又 はフラット35 S 適合証明書（ハウスプラス住宅保 証が交付等したものに限り）	—		● 既に取得している場合

※1 ハウスプラスの他サービスと併用申請しない場合

※2 ハウスプラスすまい保険（新築保険）の申込みあり／提出図書は単独申請とまったく同じとなります

※3 ハウスプラスの他サービスで、選択する対象住宅基準と同じ設計審査を受けている場合に適用することができます。

原則、他サービスの設計審査が完了した時点で、本サービスのお申し込みをお願いいたします。

提出図書は選択する対象基準に準じた通常の提出図書1～13（弊社審査済印が捺印されたもの(コピーで可)）並びに、14 評価書等の添付が必要となります。

この場合の審査料金は割引料金でお申し込みいただけます。





● 設計審査に必要な書類は以下の通りとなります。（評価書等を添付した場合でも、原則、図書省略はできません。）

書類名	明示すべき内容	省エネ性（旧基準）					
		5-1 断熱等性能等級4 以上			5-2 一次エネルギー消費量等級4 以上		
		単独申請 （※1）	現場検査 を他検査 と同時 （※2）	設計審査 を他審査 で実施 （※3）	単独申請 （※1）	現場検査 を他検査 と同時 （※2）	設計審査 を他審査 で実施 （※3）
1	サービス申込書	当社HPよりダウンロード願います	●				●
2	設計内容説明書	当該住宅の構造に応じた設計内容説明書 当社HPよりダウンロード願います	●				●
3	付近見取り図	方位、道路及び目標となる地物	●				●
4	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、 敷地内における建物の位置 設備の位置	● 設備の位置は不要				● 設備の位置を含む
5	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の名称及び用途 開口部の位置及び構造 （外皮性能上の仕様が確認できるもの） 設備及び器材の種別及び位置	● 設備及び機材の種別及び位置は不要				● 設備及び機材の種別及び位置を含む
6	立面図	2面以上 縮尺、外壁及び開口部及び設備の位置	● 設備の位置は不要				● 設備の位置を含む
7	断面図 又は 矩計図	床の高さ、各階の天井高さ 軒及びびさしの出、軒の高さ 建築物の高さ並びに外壁屋根、天井、小屋裏、 床、床下及び基礎の構造 （外皮性能上の仕様が確認できるもの）	●				●
8	外皮性能等 計算書	・外皮平均熱貫流率（UA値） ・冷房期の平均日射熱取得率（ $\eta_{AC}$ 値）	△ UA値・ $\eta_{AC}$ 値で取得の場合				● 等級5の場合は必須 等級4の場合は性能基準で取得の場合
9	基礎伏図	基礎断熱工法の場合における基礎断熱仕様の わかるもの（基礎伏図でなくても可）	△ 基礎断熱がある場合で仕様を 平面図に記載しない場合				△ 基礎断熱がある場合で仕様を 平面図に記載しない場合
10	仕様書 （仕上げ表を含む）	部材の種別、 寸法及び取り付け方法並びに設備の種別	△ 必要な場合				△ 必要な場合
11	機器表・系統図	設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法 エネルギーの効率的利用を図ることができる設備 又は器具の配線	—				● 必要な場合
12	一次エネルギー 消費量計算結果	WEBプログラムによる計算結果	—				● 仕様基準を用いる場合を除く
13	各種カタログ 試験成績書等	計算等に用いた断熱材、窓、設備等の 性能値が確認できるもの 第三者機関等で性能が確認されているもの	● 計算等に用いた断熱材の性能値が 確認できるもの				● 一次エネルギー消費量計算上の 設備の仕様が確認できるもの
14	評価書等	設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、低 炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、又は フラット3S 適合証明書（ハウスプラス住宅保 証が交付等したものに限り）	—	● 既に取得して いる場合			● 既に取得して いる場合
15	下記いずれか ・確認済証（写） ・検査済証（写） ・登記事項証明書 （写）	令和5年12月31日以前に建築確認を 受けた住宅（確認済証又は検査済証） 又は 令和6年6月30日以前に建築された住 宅であることが明示されたもの（登記事項証明 書）	●				●

※1 ハウスプラスの他サービスと併用申請しない場合

※2 ハウスプラスすまい保険（新築保険）の申込みあり／提出図書は単独申請とまったく同じとなります

※3 ハウスプラスの他サービスで、選択する対象住宅基準と同じ設計審査を受けている場合に適用することができます。

原則、他サービスの設計審査が完了した時点で、本サービスのお申し込みをお願いいたします。

提出図書は選択する対象基準に準じた通常の提出図書1～13（弊社審査済印が捺印されたもの（コピーで可））並びに、14 評価書等の添付が必要となります。

この場合の審査料金は割引料金でお申し込みいただけます。



# 申請図書一覧【建設評価活用なし】 ／耐震性・バリアフリー性

● 設計審査に必要な書類は以下の通りとなります。（評価書等を添付した場合でも、原則、図書省略はできません。）

書類名	明示すべき内容	耐震性			バリアフリー性		
		1-1 耐震等級 等級2以上			9-1 高齢者等配慮対策等級 (専用部分) 等級3 以上		
		1-3 その他 免震建築物					
		単独申請 (※1)	現場検査 を他検査 と同時 (※2)	設計審査 を他審査 で実施 (※3)	単独申請 (※1)	現場検査 を他検査 と同時 (※2)	設計審査 を他審査 で実施 (※3)
1	サービス申込書	当社HPよりダウンロード願います		●		●	
2	設計内容説明書	当該住宅の構造に応じた設計内容説明書 当社HPよりダウンロード願います		●		●	
3	付近見取り図	方位、道路及び目標となる地物		●		●	
4	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、 敷地内における建物の位置		●		●	
5	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の名称及び用途		●		●	
		壁及び筋かいの位置及び種類、 通し柱の位置、開口部の位置及び構造		●		—	
		各室、出入口、廊下及び階段の寸法 階段の構造、段差の位置及び寸法		—		●	
6	立面図	2面以上 縮尺、外壁及び開口部		●		●	
7	断面図 又は 矩計図	床の高さ、各階の天井高さ 軒及びひさしの出、軒の高さ 建築物の高さ並びに外壁屋根、天井、小屋裏、床、 床下及び基礎の構造		●		●	
8	基礎伏図	縮尺、構造躯体の材料の種類及び寸法 並びに床下換気孔の寸法		●	共同住宅等は、8～12が 構造図になります	—	
9	各階床伏図	縮尺、構造躯体の材料の種類及び寸法		●		—	
10	小屋伏図	縮尺、構造躯体の材料の種類及び寸法		●		—	
11	各部詳細部	縮尺、各部の材料の種類及び寸法		—		△ 必要な場合	
12	仕様書	部材の種類		△ 必要な場合		△ 必要な場合	
13	構造計算書			●		—	
14	各種カタログ 試験成績書等	性能値が確認できるもの 第三者機関等で性能が確認されているもの		△ 必要な場合		△ 必要な場合	
15	免震建築物 評価に 必要な書類	免震建築物評価の場合 ・免震装置の配置がわかるもの ・免震部材の仕様等の図面及び大臣認定書 ・免震建築物の維持管理計画書 ほか		免震建築物評価の場合 ●		—	
16	評価書等	設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、低炭 素建築物新築等計画に係る技術的審査、又はフ ラット35 S適合証明書（ハウスプラス住宅保証が交 付等したものに限り）		—	—	● 既に取得して いる場合	● 既に取得して いる場合

※1 ハウスプラスの他サービスと併用申請しない場合

※2 ハウスプラスすまい保険（新築保険）の申込みあり／提出図書は単独申請とまったく同じとなります

※3 ハウスプラスの他サービスで、選択する対象住宅基準と同じ設計審査を受けている場合に適用することができます。

原則、他サービスの設計審査が完了した時点で、本サービスのお申し込みをお願いいたします。

提出図書は選択する対象基準に準じた通常の提出図書1～15（弊社審査済印が捺印されたもの(コピーで可)）並びに、16 評価書等の添付が必要となります。

この場合の審査料金は割引料金でお申し込みいただけます。





# 申請図書一覧【建設評価活用あり】／省エネ性（旧基準）

※「既存住宅の取得」で建設評価を活用する場合の申請図書一覧です。

- 設計審査に必要な書類は以下の通りとなります。（評価書等を添付した場合でも、原則、図書省略はできません。）同意書については、16・17ページを参照ください。

書類名		明示すべき内容	省エネ性（旧基準）			
			5-1 断熱等性能等級 等級4 以上		5-2 一次エネルギー消費量等級 等級4 以上	
			同意書 -1 の有無		同意書 -1 の有無	
			あり 申請者が 同一である 場合を含む	なし ハウスプラス 審査済印 押印図書必須	あり 申請者が 同一である 場合を含む	なし ハウスプラス 審査済印 押印図書必須
1	サービス申込書	当社HPよりダウンロード願います	●	●	●	●
2	設計内容説明書	当該住宅の構造に応じた設計内容説明書 当社HPよりダウンロード願います	—	● 審査済印	—	● 審査済印
A	建設住宅性能 評価書 新築住宅	(ハウスプラス住宅保証に限りです)	●	●	●	●
B	同意書 -1	ハウスプラス住宅保証株式会社 保管の設計図書等の開示に関する同意書	○ 申請者が同一では ない場合必須	—	○ 申請者が同一では ない場合必須	—
3	付近見取り図	方位、道路及び目標となる地物	—	● 審査済印	—	● 審査済印
4	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、 敷地内における建物の位置 設備の位置	—	● 審査済印	—	● 審査済印
5	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の名称及び用途 開口部の位置及び構造 (外皮性能上の仕様が確認できるもの) 設備及び器材の種別及び位置	—	● 審査済印	—	● 審査済印
6	立面図	2面以上 縮尺、外壁及び開口部及び設備の位置	—	● 審査済印	—	● 審査済印
7	断面図 又は 矩計図	床の高さ、各階の天井高さ 軒及びひさしの出、軒の高さ 建築物の高さ並びに外壁屋根、天井、小屋裏、 床、床下及び基礎の構造 (外皮性能上の仕様が確認できるもの)	—	● 審査済印	—	● 審査済印
8	外皮性能等 計算書	・外皮平均熱貫流率 (UA値) ・冷房期の平均日射熱取得率 ( $\eta_{AC}$ 値)	—	△ 審査済印	—	● 審査済印
9	基礎伏図	基礎断熱工法の場合における基礎断熱仕様の わかるもの (基礎伏図でなくても可)	—	△ 審査済印	—	△ 審査済印
10	仕様書 (仕上げ表を含む)	部材の種別、 寸法及び取り付け方法並びに設備の種別	—	△ 審査済印	—	△ 審査済印
11	機器表・系統図	設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法 エネルギーの効率的利用を図ることができる設備 又は器具の配線	—	△ 審査済印	—	● 審査済印
12	一次エネルギー 消費量計算結果	WEBプログラムによる計算結果	—	—	—	● 審査済印
13	各種カタログ 試験成績書等	計算等に用いた断熱材、窓、設備等の 性能値が確認できるもの 第三者機関等で性能が確認されているもの	—	● 審査済印	—	● 審査済印



# 申請図書一覧【建設評価活用あり】／耐震性・バリアフリー性



※「既存住宅の取得」で建設評価を活用する場合の申請図書一覧です。

- 設計審査に必要な書類は以下の通りとなります。（評価書等を添付した場合でも、原則、図書省略はできません。）  
同意書については、16・17ページを参照ください。

書類名	明示すべき内容	耐震性		バリアフリー性		
		1-1 耐震等級 等級2以上		9-1 高齢者等配慮対策等級 (専用部分) 等級3 以上		
		1-3 その他 免震建築物				
		同意書 -1 の有無		同意書 -1 の有無		
		あり 申請者が 同一である 場合を含む	なし ハウスプラス 審査済印 押印図書必須	あり 申請者が 同一である 場合を含む	なし ハウスプラス 審査済印 押印図書必須	
1	サービス申込書	当社HPよりダウンロード願います	●	●	●	●
2	設計内容説明書	当該住宅の構造に応じた設計内容説明書 当社HPよりダウンロード願います	—	● 審査済印	—	● 審査済印
A	建設住宅性能 評価書 新築住宅	(ハウスプラス住宅保証に限りです)	●	●	●	●
B	同意書 -1	ハウスプラス住宅保証株式会社 保管の設計図書等の開示に関する同意書	○ 申請者が同一では ない場合必須	—	○ 申請者が同一では ない場合必須	—
C	同意書 -2	管理組合等の現場検査を実施することの同意書 (共同住宅等の耐震性に限る)	●	●	—	—
3	付近見取り図	方位、道路及び目標となる地物	—	● 審査済印	—	●
4	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、 敷地内における建物の位置	—	● 審査済印	—	● 審査済印
5	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の名称及び用途	—	● 審査済印	—	● 審査済印
		壁及び筋かいの位置及び種類、 通し柱の位置、開口部の位置及び構造	—	● 審査済印	—	● 審査済印
		各室、出入口、廊下及び階段の寸法 階段の構造、段差の位置及び寸法	—	● 審査済印	—	● 審査済印
6	立面図	2面以上 縮尺、外壁及び開口部	—	● 審査済印	—	● 審査済印
7	断面図 又は 矩計図	床の高さ、各階の天井高さ 軒及びひさしの出、軒の高さ 建築物の高さ並びに外壁屋根、天井、小屋裏、床、 床下及び基礎の構造	—	● 審査済印	—	● 審査済印
8	基礎伏図	縮尺、構造躯体の材料の種類及び寸法 並びに床下換気孔の寸法	—	● 審査済印	—	—
9	各階床伏図	縮尺、構造躯体の材料の種類及び寸法	—	● 審査済印	—	—
10	小屋伏図	縮尺、構造躯体の材料の種類及び寸法	—	△ 審査済印	—	—
11	各部詳細部	縮尺、各部の材料の種類及び寸法	—	● 審査済印 (別途相談)	—	△ 審査済印
12	仕様書	部材の種類	—	● 審査済印 (別途相談)	—	△ 審査済印
13	構造計算書		—	△ 審査済印	—	—
14	各種カタログ 試験成績書等	性能値が確認できるもの 第三者機関等で性能が確認されているもの	—	免震建築物評価 の場合 ● 審査済印	—	△ 審査済印
15	免震建築物 評価に 必要な書類	免震建築物評価の場合 ・免震装置の配置がわかるもの ・免震部材の仕様等の図面及び大臣認定書 ・免震建築物の維持管理計画書 ほか	—	● 審査済印	—	—

共同住宅等は、8～12  
が構造図になります



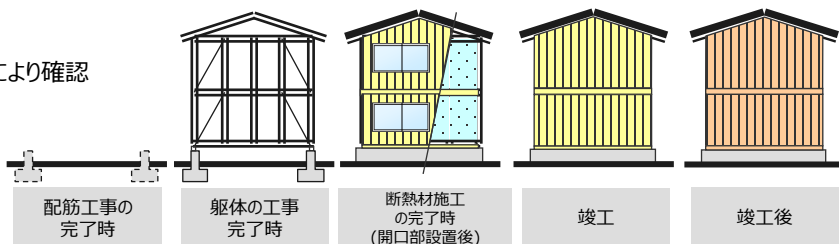
## 注意 ● 現場審査を受ける前に自主チェックが必要です

現場審査は原則、下記のタイミングで行います。⇒ 工事内容チェック・現場検査シートにより事前に必ず自主検査の上、チェック欄への記入が必要です。

### ● 現場審査のタイミング

検査を行うタイミングによって、検査時に目視・計測等により確認できない項目がありますので、  
目視・計測等により確認できない項目については、  
現場写真の提出又は提示をお願いいたします。

▼写真撮影部位など、  
詳しくは12・13ページをご確認下さい。



			配筋工事の完了時	躯体の工事完了時	断熱材施工の完了時 (開口部設置後)	竣工	竣工後
単独申請 ・ 設計審査を他審査と 同時 (※1)	省エネ性	一次エネ (旧基準) 又は 省エネ (新基準)	住宅の新築			現場検査	
		新築住宅の取得				現場検査	
		既存住宅の取得					現場検査
	断熱性能 (旧基準)	住宅の新築			現場検査		
		新築住宅の取得					現場検査
		既存住宅の取得					現場検査
	耐震性 免震建築物	住宅の新築		現場検査			
		新築住宅の取得					現場検査
		既存住宅の取得					現場検査
	バリアフリー	住宅の新築				現場検査	
		新築住宅の取得					現場検査
		既存住宅の取得					現場検査
現場審査を他検査と 同時 (※2)	省エネ性	一次エネ (旧基準) 又は 省エネ (新基準)	住宅の新築			現場検査	
		新築住宅の取得				現場検査	
		既存住宅の取得			未設定		
	断熱性能 (旧基準)	住宅の新築			現場検査		
		新築住宅の取得					現場検査
		既存住宅の取得			未設定		
	耐震性 免震建築物	住宅の新築	(他検査と同時)	(他検査と同時)			書類検査
		新築住宅の取得	(他検査と同時)	(他検査と同時)			書類検査
		既存住宅の取得			未設定		
	バリアフリー	住宅の新築				現場検査	
		新築住宅の取得					現場検査
		既存住宅の取得			未設定		

(※1) 申込みの評価基準が適用されている設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、(独)住宅金融支援機構の融資関係(フラット35S)等(ハウスプラス住宅保証に申請等又はハウスプラス住宅保証が交付等したものに限り)の申込有りまたは取得済の場合  
なお、既存住宅の取得の場合は、5年以内に限り活用が可能です

(※2) ハウスプラスすまい保険の申込み有り



# 工事内容チェック・現場検査シートの事前確認・記載例

## 省エネ性／断熱＋一次エネ



申込担当者・現場担当者様は、現場審査を行うタイミングまでに、当該サービスの設計審査を受けた申請図書のとおり施工されていることの事前確認を行い、工事内容・現場検査シートに記載していただく必要があります。各対象基準ごとに、工事内容・現場検査シートを準備させていただいております。

工事内容チェック・現場検査シートは、ダウンロードコーナーに掲載しております。  
対象基準等により使用するシートが異なりますので、申請内容にあった工事内容チェック・現場検査シートをご利用下さい。

贈与税の非課税措置にかかわる証明書等発行 サービス



原本：検査員 控え：申込担当者または現場担当者  
検査員：原本を図書と併せてハウスプラスへ送付

工事内容チェック・現場検査シート

全ての構造  
断熱＋一次エネ

受付番号	1 - 24 - 000000	検査のタイミング	<input checked="" type="radio"/> 竣工時または取得時の現況
住宅名称	■■■様邸 新築工事		
検査員番号	H P K - 888888	検査実施日	20 年 月 日
検査員署名		申込担当者または現場担当者	署名

▼太線内、申込担当者又は現場担当者による申告欄 チェックの上、検査員へ提出をお願いします

申込担当者・現場担当者事前確認	現場検査にあたり、当該サービスの設計審査を受けた申請図書のとおり施工されていることを確認しました	<input type="radio"/> 確認
適合する評価方法基準	<input checked="" type="checkbox"/> 断熱等性能等級 等級5 以上 かつ 一次エネルギー消費量等級 等級6 以上	
確認する項目	施工の概要（全ての項目にチェックが必要となります）	
躯体の断熱性能		
断熱材の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 断熱材の種類、厚さが所定の通り施工されている	
断熱材の保管・養生	<input checked="" type="checkbox"/> （繊維系断熱材の場合）断熱材を濡らさないような措置がされている	
屋根又は天井の断熱構造	<input checked="" type="checkbox"/> 必要な部位にすき間なく施工されている	
壁の断熱構造	<input checked="" type="checkbox"/> 必要な部位にすき間なく施工されている	
床（基礎断熱含む）の断熱構造	<input checked="" type="checkbox"/> 必要な部位にすき間なく施工されている	
開口部の断熱性能等		
窓等の仕様	<input checked="" type="checkbox"/> 建具の材質・形状・ガラスの種類・構成が所定のとおり施工されている	
ドアの仕様	<input checked="" type="checkbox"/> ドアの材質・形状・ガラスの種類・構成が所定のとおり施工されている	
開口部の日射遮蔽措置		
ひさし・軒等の状態	<input checked="" type="checkbox"/> ひさし・軒等の形状・寸法等が所定のとおり施工されている	
付属部材の設置状態	<input checked="" type="checkbox"/> 付属部材が所定のとおり設置されている	
窓・ドアの仕様	<input checked="" type="checkbox"/> ドアの材質・形状・ガラスの種類・構成が所定のとおり施工されている	
設備機器等の仕様		
暖房設備の仕様	<input checked="" type="checkbox"/> 暖房設備機器が所定のとおりである	
冷房設備の仕様	<input checked="" type="checkbox"/> 冷房設備機器が所定のとおりである	
換気設備の仕様	<input checked="" type="checkbox"/> 換気設備機器が所定のとおりである	
給湯設備の仕様	<input checked="" type="checkbox"/> 給湯設備機器が所定のとおりである <input type="checkbox"/> 給湯設備配管等が所定のとおりである	
照明設備の仕様	<input checked="" type="checkbox"/> 照明設備機器が所定のとおりである <input type="checkbox"/> 照明設備の制御方式が所定のとおりである	
太陽光発電設備の仕様	<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電設備が所定のとおりである <input type="checkbox"/> 機器の設置方法や設置方位が所定のとおりである	
コージェネシステムの仕様	<input checked="" type="checkbox"/> コージェネレーションシステムが所定のとおりである	
竣工時または取得時の現況の検査	点検口がない場合は同等と判断できる代替えによるものが必要となります（いずれかの点検口より実施）	
各点検口などによる断熱材の有無の確認	<input checked="" type="checkbox"/> 床下点検口 <input checked="" type="checkbox"/> 小屋裏点検口 <input checked="" type="checkbox"/> ユニットバス天井点検口	
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
現場状況を確認する提出資料		
竣工時または取得時の現況	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する検査のタイミングにより目視等で確認できない部分について提示または提出をお願いします	
	<input checked="" type="checkbox"/> 検査済証または工事監理報告書等	受領 <input type="checkbox"/>
	<input checked="" type="checkbox"/> 屋根又は天井の断熱構造の確認できる写真	確認 <input type="checkbox"/>
	<input checked="" type="checkbox"/> 壁の断熱構造の確認できる写真 <input type="checkbox"/> 床の断熱構造の確認できる写真	

受付番号、検査タイミング住宅名称並びに太線内は、申込担当者又は現場担当者による自主検査の項目となっております。確認の上、チェックし、現場審査時に審査員への提出をお願いします。

検査タイミングによって審査員に提出する資料が異なる場合があります

検査記録

受付番号、検査のタイミング、住宅名称、申込担当者・現場担当者事前確認欄以外は、記載する必要はありません

検査結果	<input type="radio"/> 適合 <input type="radio"/> 適合一部後日 <input type="radio"/> 不適	工事内容チェック・現場検査シート(控え)送付先	FAX ( - - )
最終結果(提出資料確認)	<input type="radio"/> 適合 <input type="radio"/> 不適	不備部分等の提出期限	20 年 月 日
		再検査実施日	20 年 月 日

注意  
・施工概要中「所定」とは「設計審査後の申請図書の内容」を指します  
・提出資料において検査員が受領しない場合は、検査時の最終結果は空白のままとなり、資料を受領するハウスプラス本社で最終結果を判断します



★ 現場検査時に確認できない部分については、現場状況写真の提示 又は 提出 が必須となります。  
現場検査時に目視・計測等又は写真の提示により検査内容が確認できる場合は、写真を提出して頂く必要はありません。

▼ 検査を行うタイミングから、写真の提出又は提示が必要な項目について、下記の表にまとめましたのでご参照ください。（凡例 /【●】：写真の提出又は提示、【提出】：提出が必須の写真及び書類となります）

新基準【省エネ性／一次エネ】 5-1 断熱等性能等級 等級5 以上 かつ 5-2 一次エネルギー消費量等級 等級6 以上

			住宅の新築			新築住宅の取得		
			単独申請 （※1）	他サービスとの併用		単独申請 （※1）	他サービスとの併用	
				一次エネ等級 および 断熱等性能等級 確認できる 証明書等（※2）	他検査 同時 （※3）		一次エネ等級が 確認できる 証明書等（※2）	他検査 同時 （※3）
木造・非木造	写真撮影部位 ※	一次エネ設備設置状況 日射遮蔽付属部材の 設置状況	現場審査（竣工時）で実施			現場審査（竣工時）で実施		
		屋根・天井の断熱工事	●	●	●	●	●	●
		壁の断熱工事	●	●	●	●	●	●
		床の断熱工事	●	●	●	●	●	●
	提出書類	検査済証 又は 工事監理報告書（※4） 設計審査完了通知 （家屋番号）	提出					

※各部の断熱工事及び窓等の施工写真については、一部ではなく原則すべての窓、断熱部位について、窓種類、断熱材種類及び断熱材の厚さが判別できる状態のものを提出する必要があります。

旧基準【省エネ性／断熱性能】 5-1 断熱等性能等級 等級4 以上

			住宅の新築			新築住宅の取得			既存住宅の取得		
			単独申請 （※1）	他サービスとの併用		単独申請 （※1）	他サービスとの併用		単独申請 （※1）	他サービスとの併用	
				断熱等性能等級が 確認できる 証明書等（※2）	他検査 同時 （※3）		断熱等性能等級が 確認できる 証明書等（※2）	他検査 同時 （※3）		断熱等性能等級が 確認できる 証明書等（※2）	他検査 同時 （※3）
木造・非木造	写真撮影部位 ※	日射遮蔽付属部材の 設置状況	提出	提出	提出	現場審査（竣工時）で実施			現場審査で実施		—
		屋根・天井の断熱工事	現場審査（断熱材施工時）で実施			●	●	●	●	●	—
		壁の断熱工事	現場審査（断熱材施工時）で実施			●	●	●	●	●	—
		床の断熱工事	現場審査（断熱材施工時）で実施			●	●	●	●	●	—
	提出書類	検査済証 又は 工事監理報告書（※4） 設計審査完了通知 （家屋番号）	提出						—		

※各部の断熱工事及び窓等の施工写真については、一部ではなく原則すべての窓、断熱部位について、窓種類、断熱材種類及び断熱材の厚さが判別できる状態のものを提出する必要があります。

旧基準【省エネ性／一次エネ】 5-2 一次エネルギー消費量等級 等級4 以上

			住宅の新築			新築住宅の取得			既存住宅の取得		
			単独申請 （※1）	他サービスとの併用		単独申請 （※1）	他サービスとの併用		単独申請 （※1）	他サービスとの併用	
				一次エネ等級が 確認できる 証明書等（※2）	他検査 同時 （※3）		一次エネ等級が 確認できる 証明書等（※2）	他検査 同時 （※3）		一次エネ等級が 確認できる 証明書等（※2）	他検査 同時 （※3）
木造・非木造	写真撮影部位	一次エネ設備設置状況 日射遮蔽付属部材の 設置状況	現場審査（竣工時）で実施			現場審査（竣工時）で実施			現場審査で実施		
		屋根・天井の断熱工事	●	●	●	●	●	●	●	●	—
		壁の断熱工事	●	●	●	●	●	●	●	●	—
		床の断熱工事	●	●	●	●	●	●	●	●	—
	提出書類	検査済証 又は 工事監理報告書（※4） 設計審査完了通知 （家屋番号）	提出						—		





設計審査後 提出又は提示が必要な現場状況写真  
設計審査後 提出が必要な書類

【耐震性/耐震性・免震建築物】 1-1 耐震等級 等級2以上 / 1-3 その他 免震建築物												
			住宅の新築			新築住宅の取得			既存住宅の取得			
			単独申請 (※1)	他サービスとの併用		単独申請 (※1)	他サービスとの併用		単独申請 (※1)	他サービスとの併用		
				耐震性が 確認できる 証明書等 (※2)	他検査 同時 (※3)		耐震性が 確認できる 証明書等 (※2)	他検査 同時 (※3)		耐震性が 確認できる 証明書等 (※2)	他検査 同時 (※3)	
木造	写真 撮影 部位	基礎施工状況	●	●	他検査 で実施	●	●	他検査 で実施	●	●	—	
		耐力壁（筋交い）の 施工状況	現場審査 (躯体工事完了時) で実施 ※1			●	●		●	●	—	
		耐力壁（面材）の 施工状況				●	●		●	●	—	
		火打ち材の施工状況				●	●		●	●	—	
		床組等の施工状況				●	●		●	●	—	
		接合金物の施工状況				●	●	●	●	—		
非木造	写真 撮影 部位	基礎施工状況	●	●	他検査 で実施	●	●	他検査 で実施	●	●	—	
		柱施工状況	※1と同じ			●	●		●	●	—	
		はり施工状況	ただし、共同住宅等で 4階建て以上の場合 別途相談下さい			●	●		●	●	—	
		壁施工状況				●	●		●	●	—	
		スラブ施工状況				●	●		●	●	—	
		住宅の外観	提出	提出			●		●	●	●	—
		各階の竣工状況	提出	提出		●	●	●	●	—		
建築物 免震	写真 撮影 部位	免震材料の施工状況	※1と同じ			●	●	●	●	—		
		落下・挟まれ防止等の 措置の状況	提出	提出	提出	現場審査（竣工時） で実施		提出	現場審査で実施			
		免震建築物であること 等の表示	提出	提出	提出			提出		—		
共通	提出 書類	検査済証 又は 工事監理報告書 (※4)				提出			—			
		設計審査完了通知 (家屋番号)							—			

【バリアフリー性】 9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分） 等級3以上											
			住宅の新築			新築住宅の取得			既存住宅の取得		
			単独申請 (※1)	他サービスとの併用		単独申請 (※1)	他サービスとの併用		単独申請 (※1)	他サービスとの併用	
				高齢者等配慮策 等級が確認できる 証明書等 (※2)	他検査 同時 (※3)		高齢者等配慮策 等級確認できる 証明書等 (※2)	他検査 同時 (※3)		高齢者等配慮策 等級確認できる 証明書等 (※2)	他検査 同時 (※3)
木造・非木造	写真 撮影 部位	玄関 手すり下地補強 による場合の施工状況	●	●	●	●	●	●	●	●	—
		脱衣室手すり下地補強 による場合の施工状況	●	●	●	●	●	●	●	●	—
共通	提出 書類	検査済証 又は 工事監理報告書 (※4)				提出			—		
		設計審査完了通知 (家屋番号)							—		

(※1) ハウスプラスの他サービスとの併用申請をしない場合

(※2) 料金表における「ハウスプラスによる他サービスにより設計審査実施」に該当します

申込みの評価基準が適用されている設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、(独)住宅金融支援機構の融資関係（フラット3S）等（ハウスプラス住宅保証に申請等又はハウスプラス住宅保証が交付等したものに限る）の申込み有りまたは取得済の場合 なお、既存住宅の取得の場合は、5年以内に限り活用が可能です

(※3) 料金表における「現場検査を他検査と同時」に該当します

ハウスプラスが行う瑕疵保険の現場検査と本サービスの検査を同時に実施する場合

(※4) 建築士が作成する工事監理報告書又は完了検査申請書の第4面等

■ 料金表における「ハウスプラス建設住宅性能評価取得時に設計審査かつ現場検査を実施済」のお申し込みについては、別途申請要領をまとめているので、そちらの方をご参照ください。

注意

★ 検査済証 又は 工事監理報告書 は、すべての申込みにおいて、提出が必要です。  
ご理解の程、宜しくお願いいたします。





現況検査時に、床下点検口、小屋裏点検口又はユニットバス点検口及びびから断熱材の有無等や躯体の状況について、目視で検査を実施いたします。

その際、トラブル防止のため、検査員は家具やお荷物の移動等のお手伝いはできませんので、あらかじめ下記のご準備をお願いします。

- ☑ 小屋裏点検口が押入れやクローゼット内にある場合、押入れやクローゼットの収納物をお出しいただく等点検口から検査ができるようにご準備ください。
- ☑ 床下の点検口が床下収納庫を兼ねている場合、床下収納庫の収納物を出して頂くか、床下収納庫ごと外してご準備ください。
- ☑ 床下点検口が脱衣室にある場合は、点検口の蓋の上に物がないうご準備ください。

**※上記のご準備ができていないことにより検査ができない場合は、再検査（追加料金）とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。**

## ハウスプラス住宅保証の建設住宅性能評価をお持ちの場合 (審査活用が可能な条件を満たす場合)

※ハウスプラスの建設住宅性能評価を活用する場合は  
必ずお読みください。



# 【既存住宅の取得】ハウスプラスの建設住宅性能評価書（新築住宅） を活用いただく場合について （必ずお読みください）

- ☑ 【既存住宅の取得】で申請できるのは、対象基準に適合するハウスプラスの建設住宅性能評価書（新築住宅）をお持ちの場合に限定します。
- ☑ 確認事項を必ずご確認ください。

## 確認事項 1

申請したい住宅をお持ちのハウスプラスの建設住宅性能評価書（新築住宅）（以下、評価書という）が下記のいずれかの所定の等級を満たしていますか

- 1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止） 等級2以上
- 1-3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止） 免震建築物
- 5-1 断熱等性能等級 等級4以上 \*1（5-1省エネルギー対策等級 等級4は不可）
- 5-2 一次エネルギー消費量等級 等級4以上
- 9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分） 等級3以上

**\*1** 5-1については「断熱等性能等級」により評価することとなっていますので、**「5-1 省エネルギー対策等級 等級4」では、評価内容を流用できません**のでご注意ください。

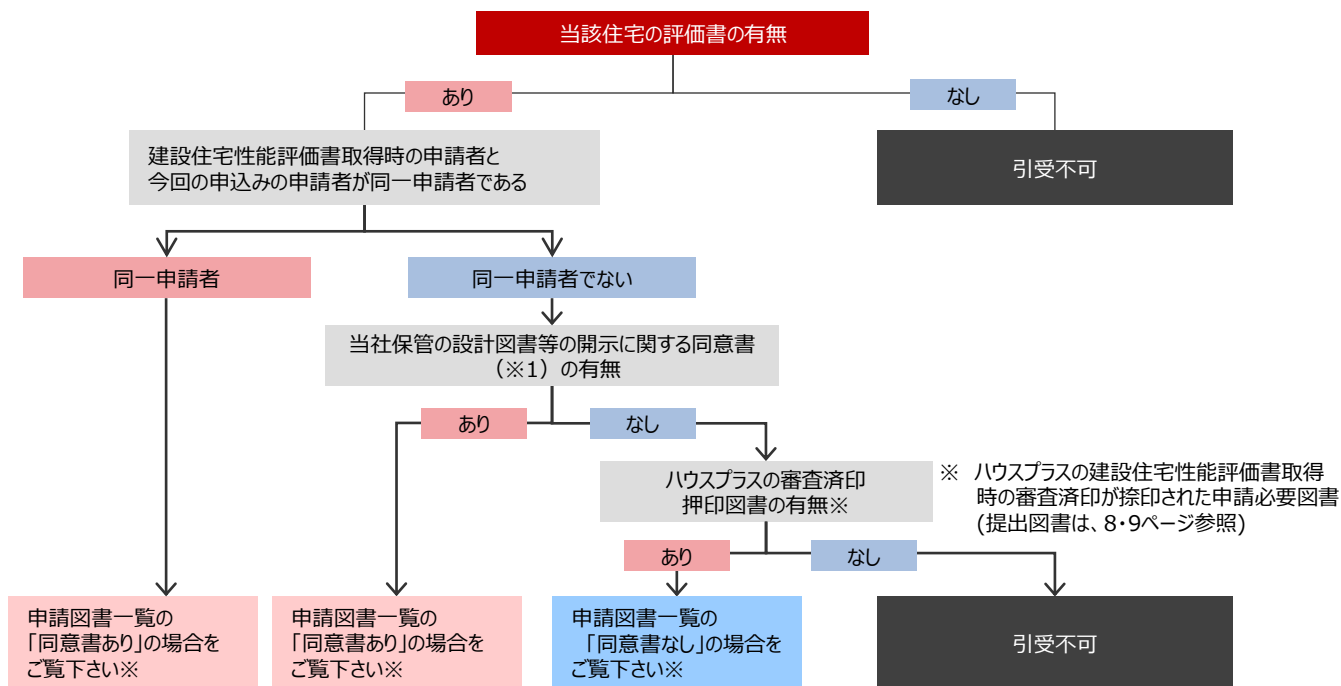
## 確認事項 2

建設住宅性能評価書取得時と、補修・改修工事による間取り等の変更はありませんか

既存住宅の取得において、評価書を活用してご申請いただく場合、当該物件が評価書取得時から評価内容に変更が生じる補修・改修工事をしていないことが条件となります。  
補修・改修工事がある場合、その内容が評価基準を満足しているかの審査（審査費用の加算）が必要となり、通常の申請（単独申請）とさせていただきますのでご注意下さい。

## 確認事項 3

建設住宅性能評価書を活用した申請をする場合について、条件により申請必要図書が異なりますので、下記のフローを必ずご確認ください



## 確認事項 4

共同住宅等における「耐震性」の基準でご申請頂く場合は、共用部の検査を行うため、**管理組合等の現場検査を実施することの同意**が必要となり、同意書（※2）を提出いただく必要があります。

☑ 同意書が必要となる場合があります。

※同意書は2種類あります。必要な同意書は申請物件により異なりますのでご注意ください。

## ●同意書について 1（前ページの※1）

「ハウスプラス住宅保証株式会社に申請した設計・建設住宅性能評価、長期優良住宅にかかる技術的審査、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、「省エネ住宅ポイント対象住宅証明書」発行サービスまたはフラット35S適合証明等に係る当社保管の設計図書等の開示に関する同意について」

提出日 年 月 日

ハウスプラス住宅保証株式会社 御中

開示を承諾する  
申請者（以下「A」）  
印  
住所 〒  
氏名  
〒  
〒

ご担当者様へ  
印  
〒  
〒

上記ご担当者様宛に  
eメール

ハウスプラス住宅保証株式会社に申請した設計・建設住宅性能評価、長期優良住宅にかかる技術的審査、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、「省エネ住宅ポイント対象住宅証明書」発行サービスまたはフラット35S適合証明等に係る当社保管の設計図書等の開示に関する同意について

下記の依頼者が貴社の開示した非課税措置にかかわる証明書等発行サービス申請にあたり、貴社が保管する設計・建設住宅性能評価、長期優良住宅にかかる技術的審査、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、「省エネ住宅ポイント対象住宅証明書」発行サービスまたはフラット35S適合証明等に係る設計図書等を下記の者に開示することについて同意します。

なお、開示の目的は、贈与税の非課税措置にかかわる証明書等発行サービスの発給審査および税務調査に限りです。

依頼者	氏名または名称	〒
	住所	〒
住宅名称等	氏名または名称	〒
	住所	〒

以上

H P住-362-3 (Ver.20190527) Copyright 2013-2019 Houseplus Corporation

### ＜本同意書の提出について＞

◆過去に取得をしたハウスプラスの建設住宅性能評価書（新築住宅）（以下、評価書）を活用してご申請頂く場合、審査省略や申請書類の省略を行うためには、評価書取得時の申請書類情報を使用する必要があります。

評価書取得時のご申請者様と住宅性能証明書のご申請者様が同一主体でない場合、個人情報保護の観点から、評価書取得時のご申請者様からの申請情報使用の同意を必要とさせていただきます。

### ＜本同意書が提出できない場合について＞

◆評価書取得時のご申請者様からの申請情報使用の同意がいただけない場合は、評価書取得時の審査済印が捺印された申請図書によりご申請いただく必要があります。

## ●同意書について 2（共同住宅等における対象基準「耐震性」の場合は必須）（前ページ※2）

「贈与税の非課税措置に係る証明書等発行サービスに係る現場検査を実施することの同意について」

提出日 平成 年 月 日

ハウスプラス住宅保証株式会社 御中

管理組合名  
〒  
印  
〒  
〒

〒  
〒

贈与税の非課税措置にかかわる証明書等発行サービスに係る現場検査を実施することの同意について

下記の依頼者が貴社の開示した非課税措置にかかわる証明書等発行サービス申請にあたり、貴社または貴社の委託を受けた者が実施する共用部の規模検査について、当該検査の実施に同意します。

なお、当組合は、当該規模検査により貴社が住宅の耐震または防火事象等を発見したことに伴い、当組合に生じた損害について、貴社にその責を求めません。

依頼者	氏名または名称	〒
	住所	〒
住宅名称等	氏名または名称	〒
	住所	〒

以上

All Rights Reserved Copyright© ハウスプラス住宅保証株式会社 2013-2019 H P住-361-1 (Ver.20190527)

### ＜本同意書の提出について＞

◆共同住宅等における「耐震性」の基準でご申請頂く場合は、マンション等の共用部の検査を行うため、管理組合等の同意が**必須**となります。

### ＜本同意書が提出できない場合について＞

◆共同住宅等における「耐震性」の基準でご申請頂く場合、管理組合等の同意を頂かないと、**ご申請をお引受けできません**のでご注意下さい。